

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、小田奈良須両池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田井下地区）を行うことについて令和7年11月26日適当と決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和7年12月12日から令和8年1月7日まで縦覧に供する。

令和7年12月5日

香川県知事 池 田 豊 人